



会員理事改選・立候補等に関するQ & A

(事務局)

Q 1 理事の人数（定数）及び会員理事と外部理事の数について教えて下さい	
A 1	まず理事の人数は、『定款』第26条で「15人以上20人以内」と決められていますが、さらに『役員選出規則』第3条では、その内会員理事と会員でない外部理事の数を定めています。内訳は外部理事が2人、会員理事は残り「13人以上18人以内」と規定されています。
Q 2 現在会員理事の数は足りているのでしょうか？	
A 2	いまの理事の数は、外部理事が2人と会員理事が16人で合計18人です。お気づきのとおり、定款が規定する定数20人には2人足りません。そもそも会員理事を最大18人と見込んで会の多大な事業運営を分担し切り盛りする想定でしたので、現在は理事一人にかかる負担がかなり重くのしかかっています。
Q 3 理事には報酬がありますか？	
A 3	あります。『役員報酬等及び費用に関する規則』で理事に限らず、監事も含めて役員には職務執行の対価として年額で下記の一定額が報酬として支払われます。 (会長:12万円、副会長:6万円、理事・監事:3万円)
Q 4 理事にはどのような役割・職務がありますか？	
A 4	理事は、社員総会で会員から選任された役員であり、法人の経営者です。そして会の事業執行責任者でもあります。年に8～10回程度理事会が開催(Zoomオンライン開催)され出席していただく他、複数の委員会の委員長として業務運営をリードしています。 言うまでもなく普段は自分の職場で本業の仕事をしながら、さらに会務もこなす負担が伴いますので、決して名誉職ではなく、楽な役割ではありません。県民の福祉のため、社会福祉士会の成長・発展のため、そして会員の人材育成等のために力を貸していただける方の立候補をお待ちしています。ご自身の専門分野での知識やキャリアを会務に活かしてみたい方、ぜひご検討下さい。
Q 5 立候補届や推薦書の様式はデータでもらえますか？	
A 5	この通信P4～5の様式をコピーして使用していただいて構いませんが、ホームページでダウンロードしてパソコンで記入する方法もあります。 <u>※自署と押印の部分があり、無ければ現在の規程では無効になるのでご注意下さい。</u> <u>※押印は今後廃止する方向で、11月29日に「役員選出規程」を制定予定です。</u>
Q 6 立候補者数が理事定数の上限を超えた場合とかはどうなりますか？	
A 6	社員総会で、総会欠席者による事前の書面表決と総会当日の出席者の投票により、定数までの上位得票者で決定することになります。具体的には、『役員選出細則』の規定に従って行われます。逆に立候補者数が定数の上限に満たない場合には、信任投票の形で会員に投票をお願いし、書面表決を含めた出席者の過半数の賛成で決定されます。
Q 7 立候補届の提出は、郵送以外では受け付けないのですか？	
A 7	『役員選出規則』第6条第1項第3号の規定により、「立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする」とされていますので、事務局への持参やFAXや宅配便などは無効です。なお、普通郵便でも構いませんが、書留郵便やレターパックでの発送を強くお勧めします。 <u>※今後郵送以外の提出も可となるよう11月29日に「役員選出規程」を制定する予定です。</u>
Q 8 提出した立候補届・推薦書は、全会員に公表されますか？	
A 8	社員総会で信任してもらうためには、全会員に立候補届と推薦書は見てもらい、どのような職歴や活動歴があり、どのような抱負をお持ちなのか知っていただく、アピールの場でもあります。そのため、本通信の5月号にすべてを掲載する予定です。
Q 9 全く面識のない立候補者の方々への投票は難しいのですが	
A 9	2,000人の会員がいるので、ほとんど面識が無いのは致し方ありません。立候補届や推薦書をしっかりと読み込んで、この方なら役員として任せても良いという観点では非投票をお願いします。
Q 10 理事は代議員にもなれますか？	
A 10	理事は、代議員に「立候補すること・推挙・選挙の投票」も制度上できず、理事との重複就任はできませんのでご注意ください。2027年度からの代議員選挙に立候補する予定がおありでしたら、その点もよくご検討ください。

【注】何か他にご不明な点がありましたら、遠慮なく事務局（info@facsw.or.jp）へご連絡下さい。